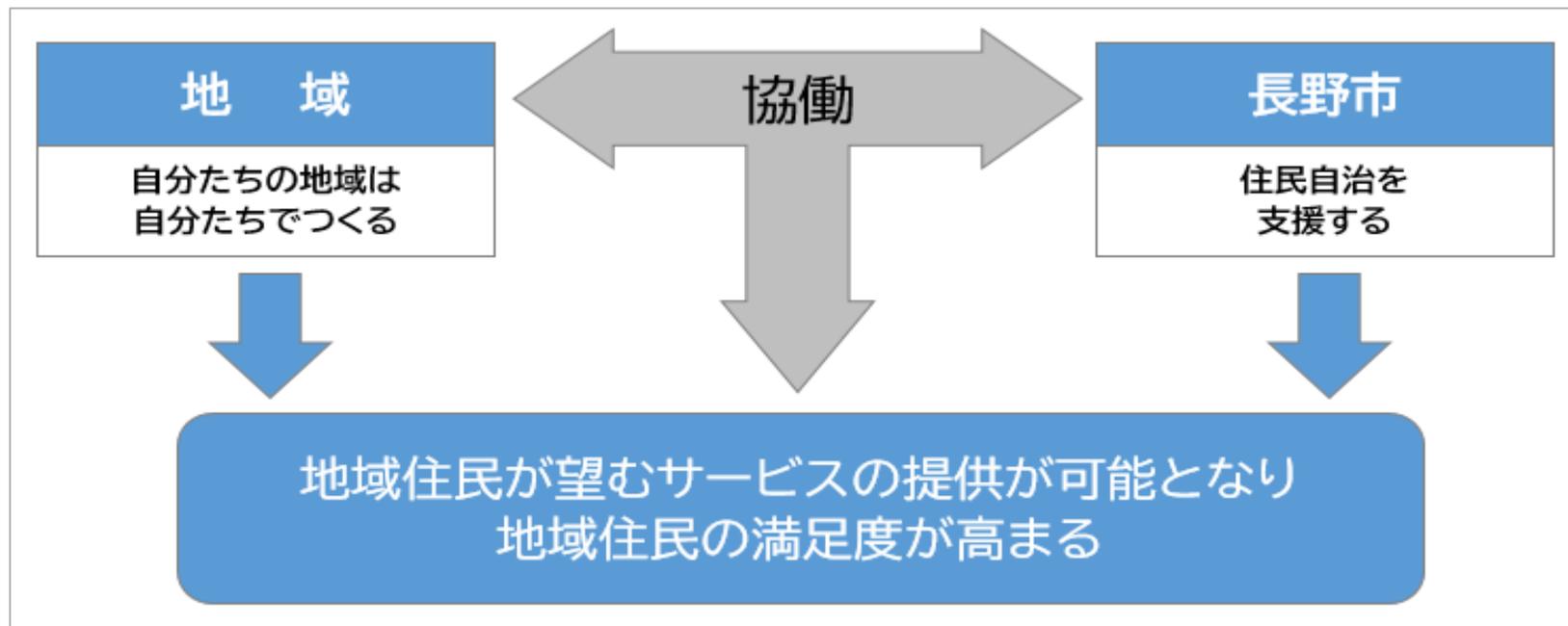


「長野市都市内分権基本方針」 策定方針【概要】

令和3年2月

地域・市民生活部 地域活動支援課

地域住民と長野市が、「自分でできることは自分で(自助)、自分だけでできないことは地域で(共助)、地域でできないことは行政で(公助)行う」という補完性の原理に基づいて適切に役割分担を行った上で、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って活動し、その活動を市が積極的に支援していく仕組み



- ◆ 長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成21年4月1日施行）
市と住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係にあると制定

【第一期】 平成18年度～平成21年度

- ◆ キャッチフレーズ
「市民とともに歩む新たなまちづくりを目指して」
- ◆ 主な取組実績
 - ・ 住民自治協議会を全32地区で設立 ・ 支所長等を地区活動支援担当に任命
 - ・ 組織、資金、活動の見直し
(9連合組織/10委嘱制度を廃止、11補助金を廃止、依頼事務を22必須事務/38選択事務に仕分け)

【第二期】 平成22年度～平成26年度

- ◆ キャッチフレーズ
「真の住民自治の確立を目指して」
- ◆ 主な取組実績
 - ・ 住民自治協議会による活動開始から5年が経過し、活動が定着しつつある状況
 - ・ 住民自治協議会を対象とした3つの財政支援策を創設
(地域いきいき運営交付金、地域やる気支援補助金、やまざと支援交付金)

【第三期】 平成27年度～平成31(令和元)年度

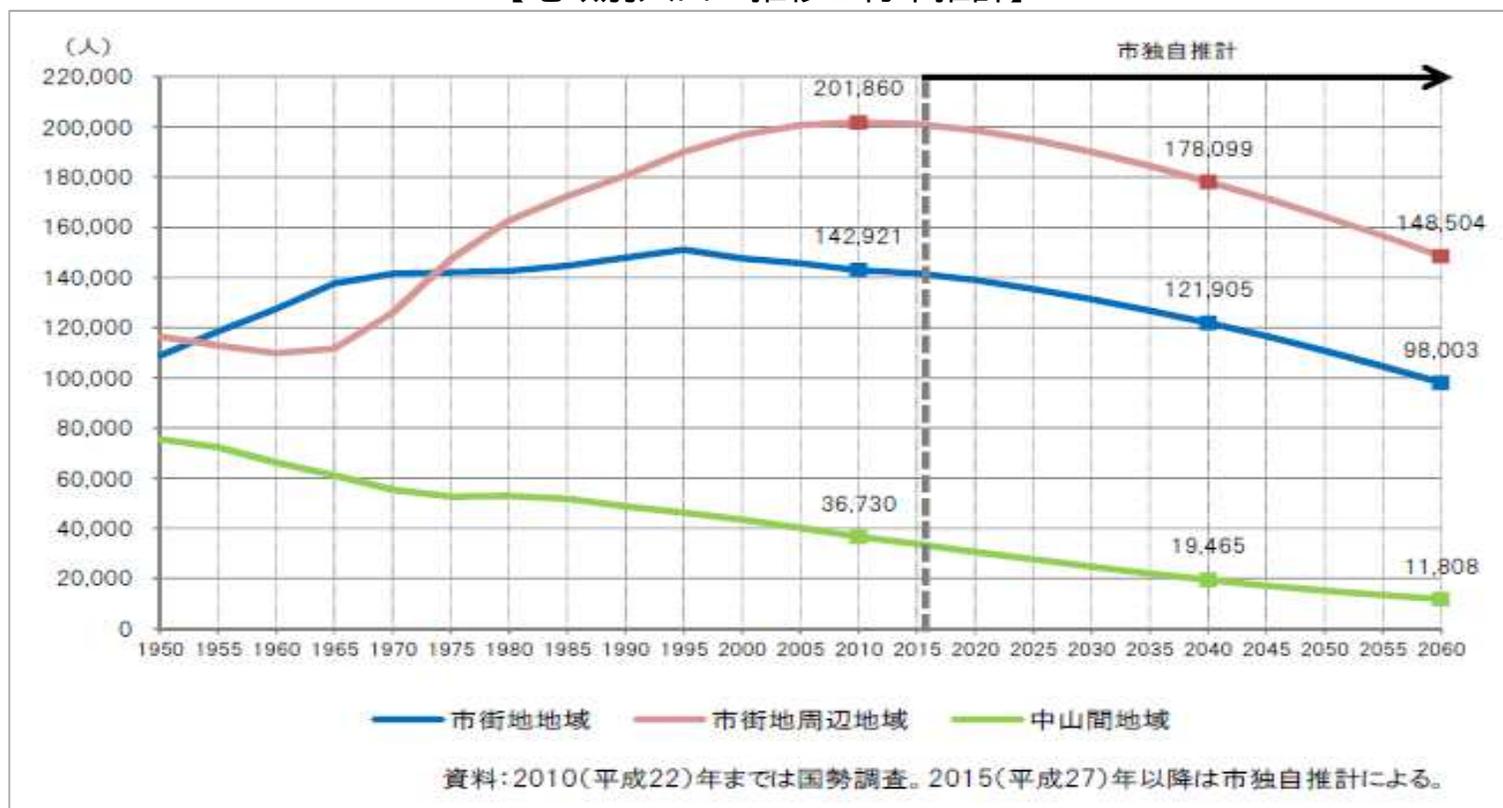
- ◆ キャッチフレーズ
「持続可能な住民活動の定着を目指して」
- ◆ 主な取組実績
 - ・ 住民自治協議会の地域活動に対する支援(支所発地域力向上支援金事業、一支所一モデル事業)
 - ・ 広報ながので住民自治協議会活動の紹介、住民自治協議会が独自ホームページや住自協だよりを作成
 - ・ 中山間地域とそれ以外の地域における地域間交流事業を通じた住民自治協議会相互の交流・連携

「長野市人口ビジョン」（平成28年2月策定）

2010年と2060年の比較では、**市全体で約32%減少と推計**

（地域別内訳 市街地：約31%減少、市街地周辺：約26%減少、中山間：約68%減少）

【地域別人口の推移と将来推計】



⇒ 定年延長による住民自治協議会役員の高齢化や後継者不足

⇒ 将来、更に**人材確保が困難**(特に**中山間地域**で顕著になると想定)

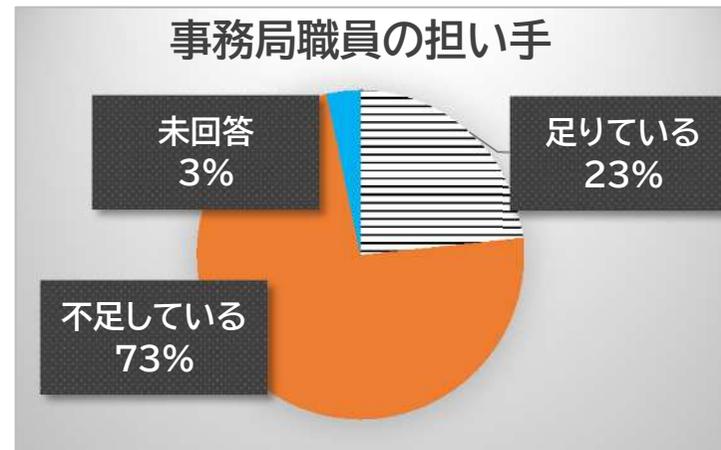
住民自治協議会へのアンケート調査（令和元年10月実施）

(1) 必須・選択事務の負担感 **50%を超える住民自治協議会が負担と感じている9事務**

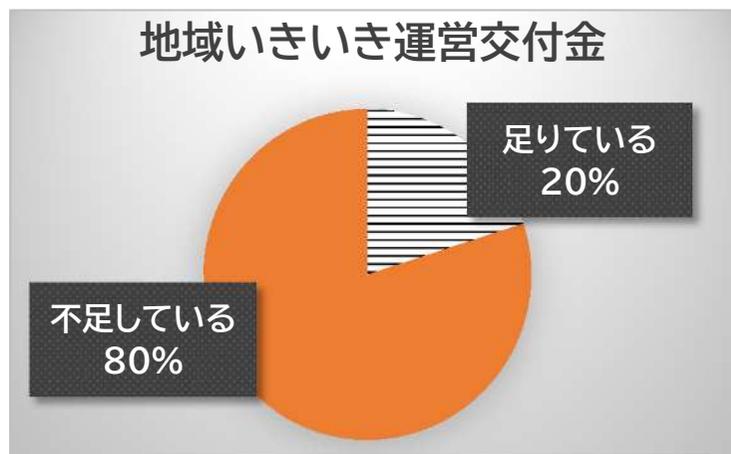
事務	名称	担当課	負担大の割合
必須02	民生委員・児童委員候補者の推薦	福祉政策課	79%
必須15	地区内の土木要望の取りまとめ、 要望書の作成及び現地調査の案内	道路課・河川課・ 維持課・森林農地整備課	52%
必須19	「日赤活動資金」の募集及び取りまとめ	市社協総務課	60%
必須20	「共同募金(戸別・法人募金)」の募集 及び取りまとめ	市社協総務課	57%
選択13	地域福祉推進事業	福祉政策課・ 地域包括ケア推進課	53%
選択14	地域たすけあい事業の実施	市社協地域福祉課	54%
選択36	「ながの未来トーク」の開催	広報広聴課	64%
個別・臨時01	人権擁護委員候補者の推薦	人権・男女共同参画課	59%
個別・臨時10	保護司に係る地区内申委員会 または保護司候補者検討協議会委員の推薦	市社協総務課	59%

住民自治協議会へのアンケート調査（令和元年10月実施）

(2) 労務管理の課題 70%を超える住民自治協議会が不足と実感



(3) 交付金 80%の住民自治協議会が不足と実感



地域いきいき運営交付金が不足する内容(抜粋)

事務局職員人件費

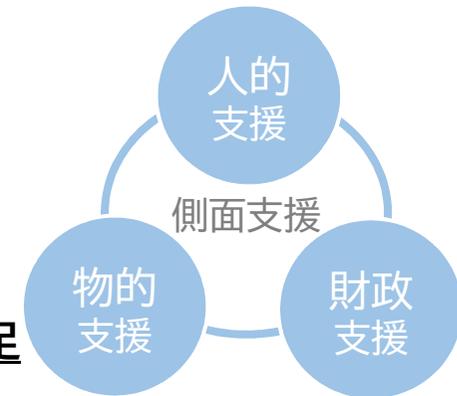
福祉に関する地区独自事業

まちづくりに関する諸事業

支障木伐採にかかる予算

【10年の総括】

- ・ 市内全32地区に住民自治協議会が設立されて10年が経過
 - ・ 市は協働のパートナーである住民自治協議会を側面的に支援
- ⇒ 住民自治協議会は名実ともに地域を代表する組織



↓

依頼事務の増加、人口減少や高齢化等による地区役員の担い手不足

⇒ 多くの住民自治協議会に共通した課題がある

一方で地域課題は多種多様であり対応策も一律ではない

【今後の方向性】

- ・ 補完性の原理に基づき適切な役割分担を行った上で、住民自治協議会と情報共有しながら課題解決に取り組む
- ・ 都市内分権の担い手である住民自治協議会の活動を持続可能な住民活動として定着し、地域の共助を維持することを目指す
- ・ 第一期から第三期までの都市内分権推進計画で推進してきた「長野市版都市内分権」の大きな流れを継承

↓

一律の施策や期間・目標値を定める計画ではなく、今後の都市内分権の方向性を大局的な視点から定めた基本的な方針を策定

1 趣旨

これまでの第一期から第三期までの長野市都市内分権推進計画の後継となる、長野市都市内分権基本方針の策定に係る基本的事項を定めるもの

2 名称

「長野市都市内分権基本方針」

3 期間

令和4年度を初年度とし、終期は定めない。

(ただし、社会情勢の変化等によって、必要に応じ柔軟に内容を見直す。)

4 方向性

- ・ これまで推進してきた「長野市版都市内分権」の大きな流れを継承
- ・ 住民自治協議会の独自性や自主性に配慮しながら、適切な役割分担を行った上で、持続可能な住民活動として定着できるようにしていくことを目指す
- ・ 「長野市版都市内分権」の方向性を大局的な視点から定めた基本方針を策定
(新たな次期計画の策定はしない)

5 留意点

次に掲げる事項に特に留意する。

- (1) 地区の独自性や自主性に配慮しながら、市と住民自治協議会の適切な役割分担を行った上で、中長期的視点で地域の担い手の育成や「新しい生活様式」に対応した見直し等を盛り込むこと
- (2) 令和元年10月に実施した「住民自治協議会運営に係るアンケート調査」の分析結果を考慮すること
- (3) 住民自治協議会の事務負担軽減に向けた必須・選択事務等の見直しに係る検討内容を考慮すること
- (4) 「第五次長野市総合計画 前期基本計画」及び現在策定中の「後期基本計画」の策定方針との整合性を図ること
- (5) 基本方針(案)について、「まちづくり意見等公募制度」に基づくパブリックコメントを実施すること
- (6) 長野市におけるSDGs取組方針に基づき、SDGsの視点を取り入れること



6 体制

(1) 庁外

- ア 長野市都市内分権審議会
- イ 長野市住民自治連絡協議会理事会

(2) 庁内

- ア 部長会議
- イ 政策会議
(住民自治協議会の負担が大きい分野(福祉等)の関係部局長出席による協議)
- ウ 事務見直し検討会議
 - (ア) 必須・選択事務の見直し
(住民自治協議会の負担軽減に向けた各事務担当課との協議)
 - (イ) 必須・選択事務以外の事務の見直し
(必須・選択事務以外で、例年依頼している事務の洗い出し及び改善に向けた協議)

(3) 事務局

地域・市民生活部 地域活動支援課

7 体系

第三期長野市都市内分権推進計画の基本理念を継承し、この理念を実現するために必要な体系で策定

【基本理念】

都市内分権の担い手である住民自治協議会の独自性や自主性に配慮しながら、住民自治協議会の活動を持続可能な住民活動として定着できるようにしていきます。

【キャッチフレーズ】 目指す将来像を明確に示したキャッチフレーズを考案

【分類別「長野市版都市内分権のあるべき姿」】

人材面	課題／目指す方向性（担い手不足、若者・女性活躍 等）
事務面	課題／目指す方向性（必須・選択事務、その他依頼事務 等）
資金面	課題／目指す方向性（いきいき交付金、事務局人件費 等）
その他	市民公益活動団体との連携、市職員の意識改革 等

8 策定スケジュール

年月	会議等	内容
令和3年	2月 都市内分権審議会	策定方針(案)審議
	2月 部長会議	策定方針(案)協議 ⇒ 決定
	2月 住民自治連絡協議会理事会	策定方針説明
	2月 市議会政策説明会	策定方針説明
	7月 都市内分権審議会	基本方針(素案)審議
	7月 住民自治連絡協議会理事会	基本方針(素案)説明
	9月 都市内分権審議会	基本方針(案)審議
	10月 部長会議	基本方針(案)パブコメ実施協議 ⇒ 決定
	10月 市議会政策説明会	基本方針(案)パブコメ実施説明
	11月 基本方針(案)に係るパブリックコメント実施(~12月)	
	11月 住民自治連絡協議会理事会	基本方針(案)パブコメ実施説明
令和4年	1月 都市内分権審議会	基本方針(最終案)審議
	2月 部長会議	基本方針(最終案)協議 ⇒ 決定
	2月 市議会政策説明会	基本方針報告
令和4年	4月 「長野市都市内分権基本方針」開始	

9 全体スケジュール

